平成２３年（フ）第１５１７号
さいたま市岩槻区城町２丁目７番１―101号
破産者　小山　　豊
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１８号
さいたま市岩槻区城町２丁目７番１―101号
破産者　小山　和子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２８号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目６番43号
破産者　村山　　均
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４４号
埼玉県桶川市大字倉田2305番地の５
破産者　今井弘比古
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４５号
埼玉県桶川市大字倉田2305番地の５
破産者　今井　礼子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８９号
埼玉県川口市中青木４丁目２番10―502号東綿ビル中青木
破産者　ＫＴＮ通信こと　高橋　　保
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２６号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目５番14号
破産者　服部　寿雄
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
埼玉県川越市大字的場786番地３
破産者　小川三千代
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１２２号
長野県飯田市大瀬木1913番地
破産者　宮嶋　　哲
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４２号
長野県飯田市宮ノ上4677番地68
破産者　柄澤　紀春
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５４号
長野県飯田市北方2613番地18
破産者　竹松　宏之
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第３８８５号
大阪市都島区友渕町１丁目７番１―1310号、前住所大阪市西淀川区野里１丁目28番19号
破産者　栗林　　潤
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４号
大阪市福島区玉川２丁目４番６号、前住所大阪府豊中市島江町２丁目22番１号
破産者　速見建設こと　速見　康弘
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８００号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―1018号、前住所大阪市都島区大東町２丁目６番20号
破産者　杉本　保男
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―1018号、前住所大阪市都島区大東町２丁目６番20号
破産者　杉本惠美子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１９号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―404号
破産者　平井　淑隆
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１９号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番29―401号
破産者　岸本　　努
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９８号
大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―405号
破産者　バウトレーディングことミスタームシパン甲子園口こと　西野　孝一
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７９号
大阪府吹田市山田市場２番５号　ハイツ根木103号室、開始決定時の住所大阪府摂津市千里丘５丁目２番20―103号
破産者　吉永　一代
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９９号
大阪市中央区高津２丁目１番25号　東道頓堀千寿プラザ505号
破産者　塩田　真弘（旧姓井上）
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部